

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、昭和〇年〇月にA会社に入社した。その後、平成〇年〇月からは、同社B事業所において、システムエンジニアとして業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日から断続的に毎週行われるようになった上司との退職強要の面談により、同月末から睡眠時覚醒、不眠、耳鳴り、身体のしびれ等の症状が現れたことから、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し「反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、同年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（以下「第1回裁決」という。）。

(2) その後、請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の本件疾病に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、当該請求

は本件疾病に係る後続請求であり、本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして既に処分済みであるとして、同年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、同年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（以下「第2回裁決」という。）。

(3) さらに、請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の本件疾病に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、当該請求は本件疾病に係る後続請求であり、本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして既に処分済みであるとして、同年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、第1回裁決及び第2回裁決に続く後続請求であり、請求期間が異なるのみで主張内容も同一であり、本件では新たな事実についての主張や資料等の提出はないことから、当審査会の本件に対する判断の変更の必要はなく、請求人の

本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。